

障害者自活に貸面流

健常者と同じ仕事をするのは難しく、福祉施設で得る月1万円余の賃金ではとても生活できない。そんな重い障害がある人の経済的自立を後押ししてきた大阪府箕面市の独自制度が、国のモデル事業の候補に選ばれた。1人の障害者の訴えから生まれた取り組みが、全国に広がるきっかけになるかもしれない。



広報紙の折り込みをする小泉祥一さん(左)ら
大阪府箕面市の「豊能障害者労働センター」

賃金75%助成 全国モデル候補に

重度者訴え 制度化

箕面市の「豊能障害者労働センター」。代表の小泉祥一さん(48)の朝は、センターが営む市内の衣服や雑貨のリサイクル店を電動車で回し、売上金を回収することから始まる。重い脳性マヒで、体や言葉の自由は利かない。養護学校(現特別支援学校)を卒業後、「普通の人と同じように働きたい」と18歳の時に仲間と6人でつくった

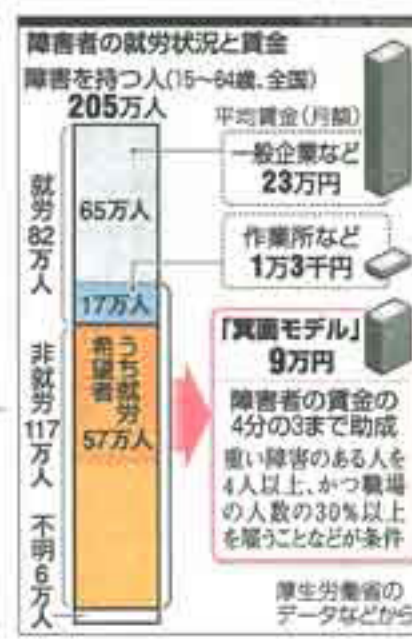
センターは、今では障害者37人を含む60人が働く。粉せつけんの袋詰めから始め、飲食店やTシャツの通信販売、点訳と業務を拡大。個人の能力を生かせる仕事を見つけている。「働いてお金を得る喜びと、生活できる賃金が自立につながる」と、スタッフの田岡ひろみさん(44)は言う。「賃金」の支えになるのが、市独自の助成制度だ。事業所が重い障害のある人を4人以上、かつ職場の人数の30%以上を雇うことや、最低賃金を守ることを条件に、障害者の賃金の4分の3を肩代わりする。市内には同様の事業所が

他に3カ所。働く障害者は作業所など福祉施設の「利用者」でなく、健常者と同じ「労働者」とされ、労災や雇用保険が適用される。制度は、小泉さんの訴えがきっかけで生まれた。当初は生活費が足りずカーンを募っていたが、仲間と市に働きかけ、1986年度から1人月5千円の助成が始まった。その後制度が整えられ、額も増えた。福祉作業所の賃金は全国平均で月約1万3千円。小泉さんの賃金は週5日、1

日5〜8時間働いて約9万円。障害基礎年金と合わせれば自立は可能で、4年前から公営住宅で一人暮らしを始めた。知的障害のある男性(40)は、株主として会社に勤めたが、数年で「ついていけない」と退社。センターではリサイクル店のレジ担当や広報紙の折り込みをしている。すでに11年。「もう大丈夫。続けられそう」。今では別の障害者のサポート役も担う。

仕事の確保課題

松井亮輔・法政大名教授(職業リハビリテーション学)の話 障害者が作業所で賃金を得る「福祉的就労」は経済的自立に結びつきにくく、箕面市のように労働者として最低賃金を保障する制度がその突破口になると注目している。ただ安定して賃のいい仕事をどう確保するかが課題。事業所の経営努力や、障害者の労働意欲を促す仕組みもつくりたいといけない。



国には障害者を雇う事業所に期限つきで運営費を補助する制度がある一方、札幌市や滋賀県では期限を切らず助成する制度が導入されている。厚生労働省が障害者雇用対策によって、箕面市のように個人の賃金を補填する自治体は例がないという。

内閣府が「障がい者雇用促進法」を改正し、今年4月から進本部」を設置。市は10年4月か

ら検討部会に参加し、「賃面モデル」を国全体に、と提案した。市はこの制度で障害者10万人に助成を行う場合、日中のヘルパー派遣や生活保護費などの支出を年430億円減らせる、との試算も披露。部会で「多様な働き方を保障しよう」と反響がある

をモデル事業の候補に挙げた。モデル事業は国が約80カ所の事業所を指定して実験的に行うことを想定。厚労省は「財源や所得補償との兼ね合いなど、さらに詳しい検討が必要」とするが、採用されれば来年度の新規事業として今夏の概算要求に入る可能性もある。(阿部敬介)